

小国の民主化

～少なさと弱さがもたらす自由～

1 班

法学部国際公共政策学科二回

2019 年卒業見込み

02B15002 石田勇輝

02B15044 瀧本幹太

02B15051 渡眞利駿太

02B15057 日田将大

目次

はじめに.....	2
1 問題の所在.....	2
1-1 リサーチ・クエスチョン.....	3
2 先行研究.....	4
3-1 小国に共通する要素とは.....	5
3-2 仮説.....	6
3-2-1 権威主義から不完全な民主化へ.....	7
3-2-2 不完全な民主化から民主主義へ.....	7
4 実証.....	8
4-1 「小国の中でも脆弱性が高い国」.....	9
4-2 「小国ではないが脆弱性の高い国」.....	11
4-3 「小国の中でも脆弱性は低い国」.....	12
5 終わりに.....	13
参考文献.....	14
参考資料.....	16

はじめに

第二次世界大戦以降、現在国際社会に存在する全 195 か国のうち実に 120 あまりの国が誕生している。そのなかでも、とりわけ 1970 年代以降に人口 100 万人以下のいわゆる小国と呼ばれる国家が加速度的に増加している現状がある。興味深いのは、それら小国にはいわゆる「民主主義国家」が多くみられる、という傾向である。具体的には、小国の定義を上記の人口 100 万人以下の国家とした上で Freedom House が提示する指標「Freedom in the World 2016」を参照すると、そのうちのおよそ 72%に Free（民主主義）という評価がなされているのである。

たしかに、民主主義は 1980 年代に民主化運動が活発化したことや 2000 年代に入ってから「アラブの春」が起こったことから世界的な潮流であるといえる。したがって、小国の 72%に Free の評価がなされていることは何ら不思議なことではないように見える。しかし、同様に全国家の政治体制を「Freedom in the world 2016」を用いて見てみると、Free（民主主義）、Partly Free（不完全な民主主義）、Not Free（権威主義）のそれぞれの割合が 3 割程度であり、どの政治体制もスタンダードではない。では、なぜ小国の多くは高度な民主化（Free）を果たしているのだろうか。

本稿では、「なぜ小国は民主化しているのか」という問いに対して、権威主義国家である小国は特有の脆弱性から民主化支援を受けようと民主化への動機が生まれ、国際的に求められる水準まで民主化する。その後、人口規模の小ささによる「政治参加意識の高さ」から、さらに民主化が進められる、と主張する。

1 問題の所在

この節では本稿で扱う「民主化」を定義し、世界の国の民主化度合いを俯瞰する。そして人口の少ない国を観察すると民主化が進んでいた現状を述べ、国家の規模と民主化に注目した経緯とする。

民主化の度合いを本稿では Freedom House から考える。Freedom House では政治的権利と市民の権利の 2 つからその度合いを測っている。

政治的権利は、不正選挙が行われていないか、自由選挙が行われているかという「選挙プロセス」と、一党制ではなく、野党の存在を認めて複数政党制の導入が行われているかといった「政治における多元的共存」の二つで構成される。

市民の自由は思想・表現の自由や個人の人権尊重に関する法律が制定されているかで構成される。

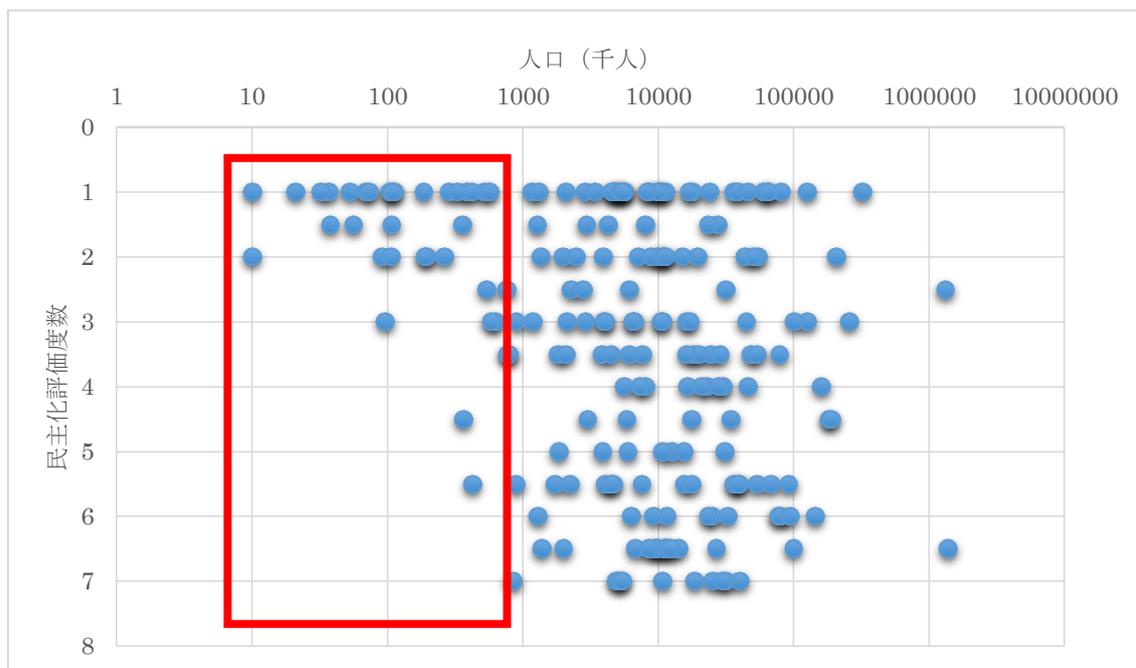
そして、民主化の進展度合いの指標として、同じく Freedom House が公表している民主化評価度数を用いる¹。これは上記の考慮要素を数値化し、それらにより世界の国の民主化度合いを評価するもので、総合得点が 1.0 から 2.5 の場合は民主化が達成された状態 (Free)、3.0 から 5.0 の場合は不完全な民主化の状態 (Partly Free)、5.5 から 7.0 の場合はほとんど民主化されていない状態 (Not Free) と 3 つに世界の国々が分類される。

1-1 リサーチ・クエスチョン

これによれば 2016 年世界の 44% が「Free」、30% が「Partly Free」、26% が「Not Free」と評価されている。その中で、世界中の国々の民主化の進展度合いについて、何か規則性や特徴はないのだろうか。本稿は国家の規模が民主化に影響を与えることはないのかと問題提起から、「人口」に注目した。

人口の大きさは経済規模の大きさや軍事力の強さなどにも大きく影響するものだと解されている。そのことから、国連訓練調査研究所 (UNITAR) でも国際社会の中でその国自身の規模を測る上で、人口による定義は非常に有効な手段だとしている²。

図1 国家の人口と民主化評価度数の関係



(出典：筆者作成)

¹Freedom House, About Freedom in the World “An annual study of political rights and civil liberties”. 参照。

² 田中 (2007)

図1は、国家の人口と民主化評価度数をまとめたものである。人口が100万人以下のほとんどの国家では高度な民主化が達成されている事がわかる。人口が100万人以下の国を国連訓練調査研究所（UNITAR）は「小国」と定義しており³、本稿での小国についても同様にする。WHOによれば、2016年、小国は39か国ある⁴。

小国の多くが民主化している状況から、「なぜ小国は民主化しているのか」という問いを立てた。次節からこの問いに対して先行研究を論じ、仮説構築、実証を行う。

2 先行研究

小国の民主化についてはこれまで少なからず議論がなされてきた。まず、小国一般ではなく、太平洋小島嶼国家という小国内における特定のグループの民主化要因について説明した研究を二つ挙げる。

一つ目は、小島嶼国家の内部的要因に着目した研究である。ダグ・アンカーは、「なぜ小島嶼国家は民主的なのか」の中で、市民の間の仲間意識や支配層-被支配層間の開かれたコミュニケーション・チャンネル、政治的プロセスにおける同質性などの概念を以って、小島嶼国家が民主的になりやすい要因を説明している⁵。

二つ目は、外部的要因から民主化を説明するものである。マサラ（2004）は、太平洋やカリブ海地域に位置する小島嶼国家は、アメリカやオーストラリアなど民主主義規範の啓蒙に積極的な大国の近くにあるため民主化を遂げているのだとした⁶。

このように、太平洋地域の小島嶼国家が民主化する要因については、一定の理論的見地は得られている。しかし、当然ながらこれらの研究は、小国の中でもかなり限定された範囲について議論するのみにとどまっており、小国一般の民主化要因について論じるには至っていない。

次に、小国の多くに当てはまる一般的な要因を以って民主化を説明した研究を挙げる。カーニーは国際関係に着目し小国の民主化を説明した。経済的に脆弱な小国は、ともすれば破綻する危険性を孕むため、先進国に対し援助を求める。ここで、援助要請先となる欧米諸国は、多くの場合援助の要件として民主的政治体制の導入・維持を要求するため、小国は援助享受のために民主的改革を行うのである⁷。

この研究は、比較的例外の少ない理論を持って小国家の民主化を説明しようとした点で

³ United Nations Institute for Training and Research, Status and problems of very small states and territories, UNITAR series, no. 3, 1969 p. 24.

⁴ World Health Organization, World Health Statistics 2016: Monitoring health for the SDGs, World Health Statistics, 2016, p.104-112

⁵ Anckar (2002)

⁶ Masala(2004)

⁷ Carney(1989)

評価できるが、現実を説明するには不十分である。第4節で詳述するが、原則的に、欧米諸国が援助要件として要求する民主化水準は、形式的な複数政党制の導入に過ぎない。それにもかかわらず、小国の多くには、平等権の保障や健全な選挙制度の確保など、欧米諸国が援助要件としては要求していないはずの民主主義的システムが導入されている。すなわち、小国の民主化は先進国からの要求水準を大きく踏み越えるものなのである。したがって、小国のこうした民主化状況については、欧米諸国からの援助要件のみでは説明できない。

以上をまとめると、先行研究は、小国のなかでも特殊な事例の説明にとどまっているもの、また、小国一般について説明を試みているが、満足のいく理論を展開することができていないものに分類される。これら先行研究の欠点を踏まえて、本稿では、小国一般の民主化を説明する仮説を提示する。

3 仮説

3-1 小国に共通する要素とは

先行研究ではこの人口の少なさという要素だけで小国の民主化を説明しようとしていたが、十分なものは存在しなかった。仮説を立てるには小国に共通する他の要素も必要であろう。そこで、小国に共通すると考えられる要素として、国家の脆弱性について考察する。脆弱性は国家の規模を測る上で重要な要素だと考えられており、後発発展途上国の認定時の考慮要素にもなっているからである。そしてその脆弱性を測る指標として、本稿では国際連合が定めた経済脆弱指数（EVI）を用いる⁸。その国が国際社会の中でどれだけ経済的に脆弱なのかを数値化したもので8つの指標⁹により評価される¹⁰。また、それによって算出された脆弱性の合計得点が36点以上の国は先進国からの援助が必要となる場合が多い。2015年では62の国が合計得点で36点以上となった。

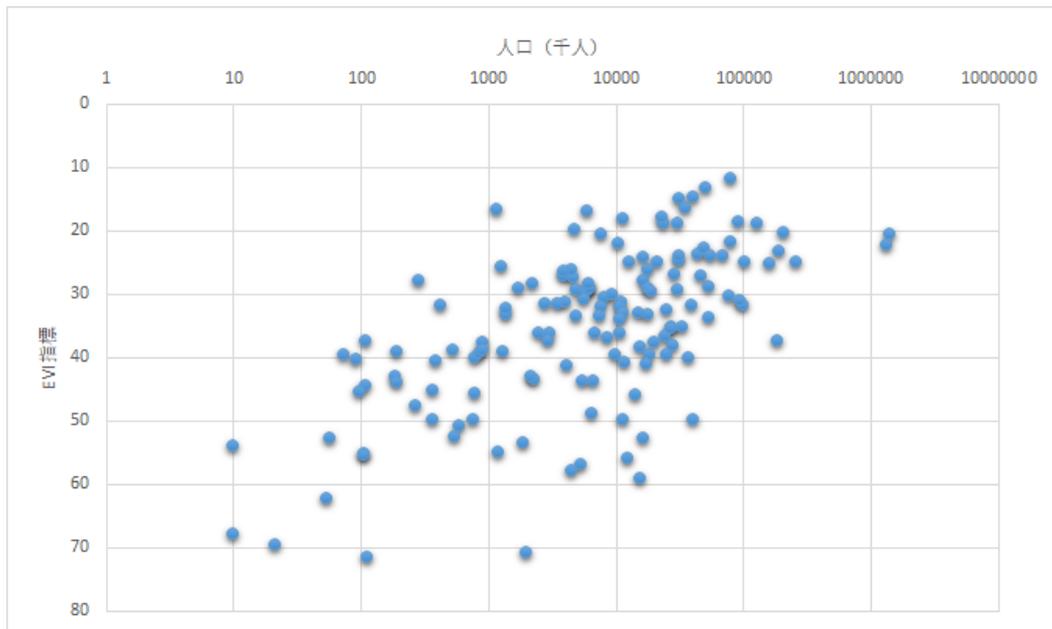
そしてここで、小国と脆弱性の関係を観察する。図2の散布図によると、興味深いことに、人口が少ない国家であるほどEVI指標が高くなっており、人口の少なさと脆弱性には相関関係が成り立っていることが分かった。次項ではこの脆弱性という要素も考慮しながら、なぜ小国が民主化しているのかを説明する仮説を述べていく。

⁸ Development Policy and Analysis Division, “LDC data retrieval”参照。

⁹ 8つの指標として、1人口、2地理的要因、3輸出財の多様性、4農業、林業、漁業の割合をもとにしたその国の経済構造、5住環境、6財やサービスの輸出の不安定性、7災害時の被害、8農産物の不安定さがある。

¹⁰ Development Policy and Analysis Division, “LDC Criteria”, 参照。

図 2 国家の人口と EVI 指標の散布図



(出典：筆者作成)

3-2 仮説

小国の多くが民主化している要因について、本稿の仮説を端的に示すと、「小国は、脆弱性・人口の少なさという二つの内在的要因がそれぞれ別々のフェイズで寄与し、二段階の民主化を遂げる」となる。

まず、仮説に際して図 3 を用いることとするが、この図は国家の民主化の度合いを三段階に分けて表したものであり、より民主的な国家ほど右に位置する。点 A に位置する国は権威主義、すなわち一般市民の参加が認められていない政治体制をとっている。点 B に位置する国家は不完全な民主主義体制を擁する。形式的には複数政党制を採用しているものの、健全な選挙管理や、市民の人権保護、メディアの機能といった点においては不完全であり、実質的な民主主義は達成されていない国家である。そして、上記のような民主的制度のほとんどを採用している国家が点 C に位置する国家、すなわち民主主義国家である。

なお、仮説の前提として、権威主義政府は、内外からの十分な圧力がない限り、常に最も権威主義的な体制を目指して行動するものとする。すなわち、本稿の議論では、民主化度合いが A の国家が B や C に移行するためには、政府に対して国際および国内的な何らかの圧力が必要である¹¹。

¹¹ 例えば、1972 年のブータン王国における民主化に見られるように、国王自らが国民の意向に関わりなく民主的改革を行ったような事例は、以下の議論からは排除されている。

図 3 国家の民主化のイメージ図



3-2-1 権威主義から不完全な民主化へ

第一段階として、図3におけるA→Bの変化について説明する。この段階では、脆弱性が民主化の促進要因となる。脆弱な国家は、自らの力で国家を維持することができないため、先進国に経済援助を要求する。こうした要請を受けた先進国はしばしば援助の要件として民主化を要求するため、それらの国は民主化を行う。社会主義国崩壊により西欧諸国に支援を求める際、複数政党制を導入したアフリカ諸国はその典型例である¹²。

しかし、ここで小国が遂げる民主化は完全なものではない。武内は、先進国が援助の要件とする民主化の程度は形式的な複数政党制の導入であることを指摘している¹³。すなわち、形式的な複数政党制の導入さえ行われれば欧米諸国は援助を開始し、それ以上の民主化を強制することはないのである。したがって、この段階では脆弱性の高い国の権力層は、それ以外の民主的制度（より健全なデモクラシーを達成する政治的制度や人権保護法の整備など）の導入を保留することが可能なのである。したがって、脆弱性という要素のみが民主化を促進したこの段階では、必ずしも民主主義への移行を完了しない。

3-2-2 不完全な民主化から民主主義へ

第二段階として、図3におけるB→Cの変化について説明する。

ここでは、人口の少ないことが起因して、高度な民主化を遂げる。端的に述べると、それは小国によってもたらされる①政治参加意識の高さ、②個々人の影響力の大きさ、という二点による。すなわち、人口の少ない国家では政治参加意識が高いため、世論表明の影響力が大きく、結果として政府が世論を反映した政治を行う。以下に詳述する。

複数政党制の導入による形式的な民主主義の確立により、権威主義体制のもとでは認められなかった民衆の政治参加が可能になる。このとき、人口の少ない国では、市民一人ひとりの及ぼすことのできる政治的影響が大きいことから、小国の市民は自分が政治参加をする意義を認識しやすく、高度な政治参加意識を有する。したがって、市民が積極的な政治参加を行うため、彼らの行う世論表明の規模ないし頻度は大きい。かくして、世論表明

¹² 武内進一、現代アフリカの紛争、56頁参照。

¹³ 武内(2009)

の影響力が大きいことから、「政治的権利」や「市民の自由」の拡大を訴える民衆の要望を受けた政権側が、そうした市民の要望を反映した政治を行うのである。このようにして市民の要望が政権側に影響しやすいことから、市民の望む限りの民主化が行われやすい。例えば、ある小国における労働者の権利の向上という問題に関して、一人ひとりの政治参加意識が高いことから大規模なデモが頻発し（世論表明の影響力が大きい）、その結果、市民の要求を受容した政権側が労働者の権利を向上させる法制度を整える（民意の反映）ということである。

図 4 2つの要素による二段階の民主化

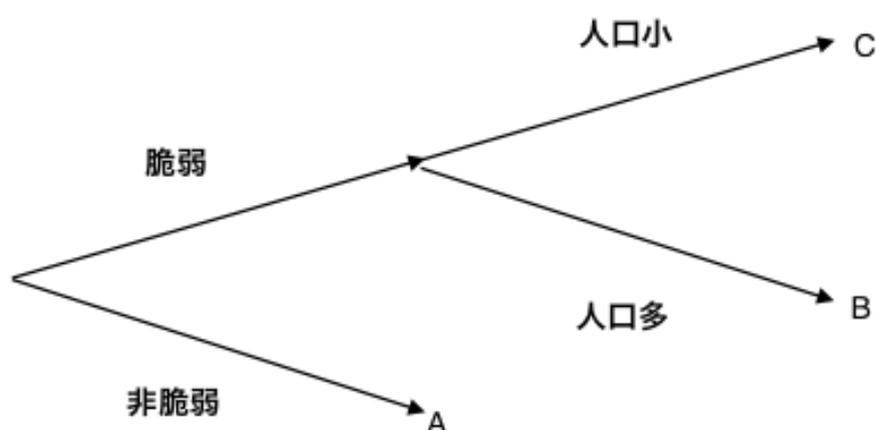


表 1 小国の要素ごとの民主化度合い

		①脆弱性	
		低い	高い
②人口	多い	ほとんど民主化しない (A)	ある程度の民主化 (B)
	少ない	ほとんど民主化しない (A)	民主化が達成 (C)

(出典：筆者作成)

4 実証

これから前節で述べた仮説について実証を行う。本稿の仮説では国家を、人口が小国の基準となる 100 万人より少ないか多いかと、EVI 指標の 36 点を基準に脆弱性が低いか高いかで 4 つに累計化した上で、「小国の中でも脆弱性が高い国」だからこそ第 2 段階までの高度な民主化を果たすことを述べた。そしてそのことから、他の 3 つの類型である「小国ではないが脆弱性の高い国」は途中の第 1 段階まで民主化し、「小国の中でも脆弱性は低い国」と「小国ではない上に脆弱性も低い国」は民主化が進まないことも述べた。これからその 4 つのタイプのそれぞれに当てはまると考えられる国家をそれぞれ選出し、具体的事例を観察

しながら仮説の実証を行っていく。

また、実証の段階における政治参加意識の観察方法であるが、市民一人ひとりの心理的感覚を直接的に計ることは困難である。したがって、政治参加意識の高揚が起因して起こされた市民の政治参加行動の状況を観察して議論することにする。本稿では、投票行動とデモ活動を観測対象とし、投票率および民主的政党の相対的得票率が高い場合、および市民が積極的なデモ活動を行っている場合に、政治参加意識が高く、その逆の事象が観察された時に低いものとする。

4-1 「小国の中でも脆弱性が高い国」

まず、小国の中でも脆弱性が高い国について扱う。脆弱性が起因して、外部との関係で第1段階の民主化が行われる、そして、市民が参政権を得たことにより、人口の少なさに由来する高度な政治参加意識により内部からの高度な民主化、つまり第2段階の民主化まで遂げるというものである。本項では2016年度の人口が100万人以下の小国でかつEVI指標が36点以上の脆弱性を有する国であるセーシェルを用いて、仮説の実証を行う。その際、①援助要求水準に合わせて民主化したこと、②その後、高度な政治参加意識が起因して民主化したこと、この二点を示し実証とする。

セーシェルは、人口は約92900人の国であり、コモンウェルス加盟国である。まず①欧米諸国の援助要求水準に合わせて民主化したことを述べる。セーシェルは1976年に独立した。マンチャムが大統領になり、ルネが首相になった。しかし、翌年のルネ派のクーデターで政権が転覆、社会主義的性格の憲法が制定され、セーシェル人民進歩党による一党独裁が始まる。1980年代末期、経済的後ろ盾だった共産主義諸国の崩壊により、経済的協力を求める相手となった西欧諸国が民主化を要求したからである。1990年、主要援助国であるフランスに政治改革を望まれ、1991年のコモンウェルスの代表会議では民主化をすすめるように、イギリスと他の国々から強く要求された。

この時セーシェルが要求された民主化とは具体的に何か。これはセーシェルが民主化を要求された同時期に発表されたハラレ宣言から推定される。これによればコモンウェルスが定義する民主化は、市民が民主化過程に参加すること、特に自由で平等な選挙を通じて社会を形成することである¹⁴。また同時期に提出されたミルブルック行動計画によれば、コモンウェルスが求める民主化をしてない時、民主化な回復をすすめる、とある¹⁵。セーシエルの複数政党制導入後、特にセーシェルへの民主化要求がなかった。また、その後の選挙でコモンウェルスの選挙監視団は、選挙不正について大した問題はないとしている。そして、1991年のみイギリスから援助が減らされている事実があり複数政党制が導入した後援

¹⁴ The Harare Commonwealth Declaration, 1991.参照。

¹⁵ Millbrook Commonwealth Action Programme on the Harare Declaration 参照。

助額が戻っている事がわかる¹⁶。これらより、コモンウェルスは複数政党制程度の民主化をセーシェルに求めたことがわかる。

そして、主要援助国からの援助額の減少、主要産業の観光業の衰勢によって、大統領は政治改革による経済状況の改善を余儀なくされたセーシェルは単一政党制をやめ、1991年にコモンウェルスから要求された複数政党制を導入した¹⁷。以上が、セーシェルの脆弱性により第1段階の民主化を遂げた経緯である。

次に②について、第1段階まで民主化した後に高度な政治参加意識が起因して民主化したことについて述べる。複数政党制の導入により、民主的政党が成立し、大統領選挙や国会議員選挙における得票率を伸ばしていくが、政権交代は2016年までの39年間なされず、Parti Lepep（人民党）が政権を担当し続けた¹⁸。また、政治腐敗、メディアの公平性の欠如、選挙不正などがあり、この時点で高度な民主化を遂げたとは言えない¹⁹。

こうした状況で、人口の少なさに起因する市民の政治参加意識が効力をなし、内部からの民主化を遂げた。以下にその過程を詳述する。

在東京セーシェル共和国名誉総領事館によれば、セーシェルでは人口が9万人以下と少ないことから、国民は自らの一票や、その結果としての国民議会の決定が直接国民の生活に関わることに自覚的であり、政治に対する関心は非常に高いという²⁰。このような政治参加意識の高さから、以下に述べるような政治に関する活動がおこった。

セーシェルでは、憲法に言論・報道の自由が規定されているが、政府がメディアを管理しており、高いライセンス料により私有メディアの開発を妨げる、野党に不利な脚色を施した報道がなされるなど、権威主義的な情報統制が存在する。こうした規制に国民は不満があり、2006年にラジオ局所有を制限する法案を議員が可決した際、抗議者と治安部隊が衝突する事件があった²¹。

このように国民の政府への不満にもかかわらず、与党は選挙不正を行い政権を維持していたため、市民が2011年に選挙監視団を形成して選挙プロセスの改善に向けて行動した。そして、2015年に選挙法改正が実現すると、国民は与党に対する不満を投票という形で示し、民主化や汚職の根絶、権力移行を目指した野党連合が独立後初めて国民議会選挙で勝利し政権交代がなされた。この選挙では投票率が80%以上であった²²。また、この政権交

¹⁶GEOGRAPHIC NAMES Seycelles Government 2016 参照。

¹⁷Gavin, Cawthra, André, Du Pisani, Abillah, H. Omari(2008)

¹⁸ U.S.DEPARTMENT of STATE 2010 country reports on human rights practices Seychelles. 参照。

¹⁹ U.S.DEPARTMENT of STATE 2010 country reports on human rights practices Seychelles.参照。

²⁰ 在東京セーシェル共和国名誉総領事館から2017年1月6日に直接見聞。

²¹ Grobal Nonviolent Action Database Seychellois campaign for free independent radio, 2006.参照。

²²Seychelles News Agency 2016年9月16日参照。

代は、市民の知る権利を妨げる政党が政権を喪失したという意味で、「政治的権利」の向上であるといえる。このように、セーシェルでは、複数政党制導入後にメディアに対する抗議、高い投票率、政権の交代などに見られるように政治参加意識の高まりが見られ、国民の政治的意見が反映され、高度な民主化が達成された。

4-2 「小国ではないが脆弱性の高い国」

次に「小国ではないが脆弱性の高い国は不完全な民主化にとどまる」という本稿の仮説をアゼルバイジャンの事例を用いて実証する。以下、仮説が正しいことを示すために、①欧米諸国から不完全な程度の民主化要求があったこと、②政府が欧米諸国の要求水準に合わせて民主化を行ったこと、③政治参加意識の低さが起因して第2段階の民主化が行われないことの3点を示す。

アゼルバイジャンは人口 950 万人で小国とは言えないものの、EVI の指標は 39.5 となっており、小国ではないが脆弱性が高い国であるため、今回の実証に用いる。

①欧米諸国から不安全な程度の民主化要求があったこと、②政府が欧米諸国の要求水準に合わせて民主化を行ったことを述べる。独立直後から就任していたエルチベイ大統領は、社会主義国だけではなく、欧米諸国にも考慮をして民主化政策を主張するも国内に大きな混乱を招いてしまい、クーデターにより倒されてしまう。1993 年の国民投票で選ばれたヘイダル・アリエフ大統領は、民主化したことにより不安定化を招いたとして民主主義に不信感を抱き、多少の制限はあっても国家の安定を望んだ国民の意思を捉えて²³、就任後権威主義的な体制を固めていく。しかし、経済の安定化のためには欧州評議会に加盟し、欧州への石油パイプライン開発が必要不可欠であるとされ、欧米諸国への歩み寄りも重要課題となりつつあった²⁴。

このような状況を踏まえて、欧州評議会では欧米諸国が行っているような民主主義的な政治体制に向けてアゼルバイジャンの民主化が進んでいるか否かで同国の加盟を決断するとしたのである²⁵。このように欧州評議会がアゼルバイジャンに求めた民主化というものが、選挙プロセスにおいても、政治における多元的共存においても不正がないというような民主主義的な政治に達することではなく、それに近づいているかどうかで加盟させるかを決断するとしていたのである。このことからアゼルバイジャンに対して不完全な民主化要求があったと言える。

しかし、政府としては権威主義化していく方針であったため、民主化に対して消極的な立場をとる。そのため、欧州評議会から要求された選挙管理委員会の改正や部分的な政治

²³ 廣瀬(2004)

²⁴ この段落の史実については外務省「アゼルバイジャン共和国 基礎データ」参照。

²⁵ Cornell(2001)

犯の釈放、汚職がひどい地方官僚や市長などの解任、空港の汚職撲滅などには対応しているがそれ以外の民主化について実施はしていない²⁶。つまり政府が欧米諸国による民主化要求水準に合わせて民主化を行ったことが分かる。

③の政治参加意識の低さが起因して第2段階の民主化が行われないことについて述べる。アゼルバイジャンでは多少の制限はあったとしても上記で述べたように国家の安定を望むといった、政治に対して消極的な姿勢がある。そのため、市民の政治参加について考察しても、2011年に野党側が民主化を訴えるために数万人もの参加が見込まれて計画された大規模デモでは実際に参加した人は350人ほどにとどまったという市民の消極性が観察でき、市民の政治参加意識は低いことが分かる²⁷。

Freedom House を見ても欧州評議会への加盟を目指し始めた1997年からは、欧米諸国から要求された程度の民主化を進めた成果が表れて **Partly Free** となっていた。しかし、その後は国の政治体制としては権威主義化を目指しているためイルハム・アリエフ大統領就任後の2004年からは **Not Free** の評価を受けているというように、市民の政治参加意識といった事象が民主化につながっておらず、第2段階の民主化は行われていない。こうして実証が出来た。

4-3 「小国の中でも脆弱性は低い国」

人口は少ないが脆弱性は低い国、つまり小国ではあるが脆弱性が低い国について述べる。本項では、人口が100万人以下の小国であるが脆弱性の低い国家であるブルネイを用いて、欧米諸国の民主化要求に対して脆弱性が低いために民主化をほとんど行っていないことについて示す。

ブルネイについて、現在の人口は41.2万人と小国であるがGNI40472ドルと、東南アジアではかなり裕福な部類に入る。ブルネイでは自治権を得ていた1962年に、マレーシアに対する外交政策に対抗して野党派の一部が暴徒化した経緯を踏まえて国王が非常事態宣言を発令する。そのため、1970年から立法議会の議員選出は選挙制から国王任命制となり、1984年の独立時から立法議会は活動が停止されてしまう。

議会の停止により、イギリスを始めとする欧米諸国から激しく非難を受けることとなる上に、イギリスから1980年代に憲法改正案作成の申請を受けたが、宗教的権威のスルタンである国王が首相、財務、外交、国防などの国政全般を掌握したままの状態を続ける²⁸。現在でも大部分の議員は国民の選挙ではなく、国王自らが任命するという形式のままであり、国王の決定事項について追認するのみの場となっている。

以前に存在した政党の一つとして、1985年に結党された国民民主党は議会制民主主義が

²⁶ 廣瀬(2004)

²⁷ 廣瀬(2011)

²⁸ David(1990)

立憲君主制の下での正常な機能や選挙制度の再開を求めたが、1988年には社会団税法によって登録を抹消されてしまう。他にも民主化を求めて多くの政党が設立されたが、どれも直接的に王家に対して公に批判をすることは出来ていない²⁹。

このように欧米諸国からの民主化要求があるにも関わらず、権威主義的な体制を今日まで続けている理由は、産出する石油により、脆弱性が低くなっているというものがある。ブルネイでは1960年代から本格的に石油開発に乗り出し、2014年の時点では日産で石油は12,6万バレル、天然ガスは23,1万バレル産出しており³⁰、石油から十分な歳入が確保できていることから、国民は課税されることなく、社会福祉やインフラ整備の充実した高水準の生活水準を維持している。国民に充実した社会保障制度を提供することを可能にするような天然資源が、国民に参政権のない政治環境の中で必要とされる正当性を政府に与えているのである³¹。2014年には国王により死刑制度についての厳罰化が行われ、国際人権団体のアムネスティなどから非難を受けるものの、その際にも国王は「われわれは他国の同意は期待しない」と述べ、外国からの干渉は受けないことを強調している³²。

このように、豊富に取れる石油により社会保障制度などを整備して国民の生活水準を確保し、政府の正当性を高めることで政府への国民の不満を避けている。そして対外的な民主化要求に対しても脆弱性を低くすることで、その要求を受け付ける必要のない状況を作り出し、現在まで権威主義的な政治体制のままなのである。そのため、Freedom Houseからは独立以来 Not Free の評価を受け続けている。

5 終わりに

本稿では人口の少なさそれ自体が民主化を促進するという仮説の構築を目指す一方で、人口のみに注目して仮説を立てることは困難であり、他にどのような要素を用いるべきであるかは大きな課題であった。本稿では、人口と相関する脆弱性という要素を用いて、二つの変数が二段階に渡って起因し、小国が高度な民主化を遂げるメカニズムを理論的・実証的に示すことに成功した。

本稿は人口の少なさそれ自体を独立変数の一つに置き、それが民主化の移行に直接関係している仮説を提示したという点で、小国の民主化に関する議論において新たな視点を提示したといえる。

²⁹ Talib(2002)

³⁰ JPKE, Brunei Darussalam Key Indicators, 2014.

³¹ Naimah S. Talib, Brunei Darussalam: Royal Absolutism and the Modern State, CSEAS, 2013

³² 日本経済新聞「ブルネイ、厳罰の新刑法施行」2014年5月1日掲載。

参考文献

- ・大芝亮「冷戦後の国際関係と民主主義—「民主化支援」についての考察—」日本国際政治学会編『国際政治』第106号、1994年、138頁。
- ・門倉貴史、「反米経済：凋落するアメリカに追従してはいけない」、PHP研究所、2008年、77頁。
- ・財団法人アジアクラブ・中央ユーラシア調査会、「アゼルバイジャンの政治現勢二〇〇二年レフェレンダムの結果と二〇〇三年大統領選挙の展望を中心に」、中央ユーラシアへの多角的アプローチ、2003年、22-41頁。
- ・武内進一『現代アフリカの紛争』アフリカ研究
https://www.jstage.jst.go.jp/article/africa1964/2009/74/2009_74_51/pdf/P56 2017年1月6日閲覧

- ・田中義皓『世界の小国』講談社、2007年。
- ・日本経済新聞「ブルネイ、厳罰の新刑法施行」2014年5月1日掲載。
- ・廣瀬陽子、「アゼルバイジャンの権威主義の成立と変容」、日本国際政治学会編『国際政治』第138号「中央アジア・カフカス」、2004、121、129頁。
- ・廣瀬陽子、「旧ソ連諸国で実らぬ中東民主化運動の模倣」、SYNODOS、2011年。
<https://freedomhouse.org/report/freedom-world/2016/seychelles>、2016年12月26日閲覧。
- ・AMNESTY INTERNATIONAL「国連事務局発表ニュース」（2015年5月16日）、
http://www.amnesty.or.jp/news/2015/0516_5345.html、2016年12月26日閲覧。
- ・B A Hussainmiya, Sultan Omar Ali Saifuddin III and Britain: The Making of Brunei Darussalam, Oxford University Press, Kuala Lumpur, 1995.
- ・Carney, Christopher P. “International Patron-Client Relationships: A Conceptual Framework.” Studies in Comparative International Development 24, no. 2 (1989): 42–55.

- ・Cornell, “Democratization Falsters in Azerbaijan”, Journal of Democracy, 2001, p120-121.
- ・Dag Anckar, “Why Are Small Island States Democracies?” The Round Table, No. 365, 2002.
- ・David Leake, Brunei: The Modern Southeast Asian Islamic Sultanate, Kuala Lumpur: Forum, 1990, p.68.
- ・Development Policy and Analysis Division, “LDC Criteria”,
http://www.un.org/en/development/desa/policy/cdp/ldc/ldc_criteria.shtml#evi, 2016/12/08 閲覧。
- ・Development Policy and Analysis Division, “LDC data retrieval”,

http://esango.un.org/sp/ldc_data/web/StatPlanet.html, 2016/12/08 閱覽。

• EG Justice, “Statistics for Socioeconomic Development Policy in Equatorial Guinea”, EG Justice Publication, 2008, p11。

• Gavin, Cawthra, André, Du Pisani, Abillah, H. Omari, “Security and Democracy in Southern Africa”(July, 2008)

• GEOGRAPHIC NAME Seycelles 2016

http://www.photius.com/countries/seychelles/government/seychelles_government_foreign_relations.html 2017年1月20日閱覽

• Hj Mohd Yusop Hj Damit, “Brunei Darussalam: Steady Ahead”, *Southeast Asian Affairs* 2004, Singapore: ISEAS, 2004, pp. 66-67.

• JPKE, Brunei Darussalam Key Indicators, 2014.

• Millbrook Commonwealth Action Programme on the Harare Declaration http://thecommonwealth.org/sites/default/files/history-items/documents/millbrook_declaration.pdf 2016年1月6日閱覽

• Masala, “Schwimmende Politeia?,” 252. Translation by author from original German text: “[a]lle hier untersuchten Mikroinseln befinden sich in Gebieten, die dem mittelbaren Einflussgebiet der USA oder demokratischer Regionalhegemone (wie Australien) zugeordnet werden müssen.” 2004

• Mfonobong Nsehe, “The five worst leaders in Africa”, Forbes, 2012.

• Naimah S. Talib., “A Resilient Monarchy: The Sultanate of Brunei and Regime Legitimacy in an Era of Democratic Nation-states,” *New Zealand Journal of Asian Studies*, vol.4, no.2, 2002, p.138.

• Naimah S. Talib, Brunei Darussalam: Royal Absolutism and the Modern State, CSEAS, 2013.

• STEPHEN, ELLIS, African Affairs (1996), 165-196 "AFRICA AND INTERNATIONAL CORRUPTION: THE STRANGE CASE OF SOUTH AFRICA AND SEYCHELLES"

STEPHEN, ELLIS, <http://www.jstor.org/stable/pdf/723700.pdf>, 2016年12月26日閱覽。

• The BP Statistical Review of World Energy,

<http://www.bp.com/content/dam/bp/pdf/energy-economics/statistical-review-2016/bp-statistical-review-of-world-energy-2016-full-report.pdf>, p6. 2016年12月26日閱覽。

• The Harare Commonwealth Declaration, 1991

[http://thecommonwealth.org/sites/default/files/history-items/documents/Harare Commonwealth Declaration 1991.pdf](http://thecommonwealth.org/sites/default/files/history-items/documents/Harare_Commonwealth_Declaration_1991.pdf) 2017年1月6日閱覽

• United Nations Institute for Training and Research, Status and problems of very small states and territories, UNITAR series, no. 3, 1969 p. 24.

• World Health Organization, World Health Statistics 2016: Monitoring health for the SDGs, World Health Statistics, 2016, p.104-112.

参考資料

- 日本、外務省, <http://www.mofa.go.jp/mofaj/> 2016年12月26日 閲覽。
- Freedom House, Freedom in the World ,<https://freedomhouse.org>, 2016/12/08 閲覽。
- The Commonwealth
<http://thecommonwealth.org/commonwealth-charter-section/democracy> 2017年1月6日 閲覽。
- U.S.DEPARTMENT of STATE 2010 country reports on human rights practices Seychelles, <https://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/2010/af/154367.html> 2016年12月26日 閲覽。
- World Bank Open Data, <http://data.worldbank.org/country/equatorial-guinea>, 2016年12月26日 閲覽。